



平成27年3月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(レ)第106号 貸金請求上告事件 (原審・神戸地方裁判所平成26年(レ)  
第63号)

判 決

兵庫県●市●番地● ●●●●●号

上 告 人

辰 巳 裕 規

大阪市淀川区西中島五丁目7番11号

被 上 告 人

株 式 会 社 ギ ル ド

同代表者代表取締役

中 野 大 輔

主 文

1 原判決を破棄する。

2 本件を神戸地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告人の上告理由について

1 本件は、被上告人が、上告人に対し、基本契約に基づき繰り返し金銭を貸し付けてきたとして、金銭消費貸借契約に基づき、111万3,095円（平成25年4月10日時点の残貸金元本32万0286円及び同日までの遅延損害金79万2809円の合計）及びうち貸金元本32万0286円に対する同月11日から支払済みまで利息制限法所定の制限を超えない限度の年26.28%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審が確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) ハッピークレジット株式会社（以下「ハッピークレジット」という。）は、  
貸金業者であり、平成16年4月12日トライ特株式会社に商号変更し、同  
会社は同日山陽信販株式会社及び株式会社信和を吸收合併し、平成21年1  
月30日株式会社ヴァラモスに商号変更し、同会社は平成24年2月27

日被上告人に商号変更し、これらにより、被上告人がハッピークレジットの上告人に対する権利義務を承継している。

(2) 上告人は、平成12年9月1日、当時の夫である●●●（以下「●●●」という。）に名義を貸すこととして、被上告人との間で、次の約定で被上告人から繰り返し金銭の借入れができる旨の金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、●●●は、以後平成15年9月4日までの間、本件契約に基づき、上告人名義で、原判決別紙計算書のとおり繰り返し借入れと弁済を行った。

ア 利息 年率29.20%

イ 遅延損害金 年率29.20%（年365日の日割計算）

ウ 期限の利益 支払期日までに利息又は元金の支払を怠ったときは、被上告人からの通知催告がなくとも、被上告人に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う。

(3) 上告人は、平成15年8月4日の弁済を怠ったため、同日の経過によって、本件契約に係る債務（以下「本件債務」という。）の期限の利益を喪失した。

●●●は、平成15年9月4日に4万円を弁済したが、その後、平成25年1月31日に至るまで、●●●及び上告人は、被上告人に対して本件債務の弁済を行わなかった。

(4) 被上告人従業員の富田裕介（以下「富田」という。）は、平成25年1月30日午前11時01分ころ、上告人宅を訪問した。

富田は、上告人に対し、ハッピークレジットが被上告人の現在の商号に変更したことを伝え、本件債務として約181万円を支払うことを求めた後、自分の携帯電話で、被上告人の営業管理部債権課に勤務していた石本和也（以下「石本」という。）に架電し、その電話を上告人に替わった。

石本は、上告人に対し、ハッピークレジットが被上告人の現在の商号に変

更した、約181万円を富田に支払ってほしい、支払われない場合には裁判を起こす、人ごとみたいな話をしないでくれなどと言った。上告人は富田及び石本と話をするにつれて、両名が支払を求めている債務は、に関係があると思い、に聞いてみると、石本は、に聞くのは構わないと、とりあえず5000円か1万円を富田に支払ってほしい、同年2月1日に行われる社内の会議で、裁判するかどうか決めるなどと言った。上告人が、今はお金を持っていないと言うと、石本は、家族がいるだろう、家族に払ってもらってよなどと言い、これに対し、上告人は、明日なら1万円は支払えますなどと言った。その後、石本は、1万5000円を支払ってほしい、残りの額をフォローするなどと言った。

石本と上告人との電話の時間は約5分で、富田が上告人宅にいたのは約2分間であった。

(5) 上告人は、平成25年1月31日、被上告人に対し、1万5000円を振込送金した（以下「本件支払」という。）。

3 原審は、上記の事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、被上告人の貸金請求を全部認容した。

(1) 債務者が消滅時効完成後に債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないと解するのが信義則に照らし、相当である。

(2) 上告人が本件支払をしたのは、富田が上告人宅を訪れ、石本が上告人と電話をした日の翌日である平成25年1月31日であり、その間、弁済するかどうか考える時間が十分あったと考えられ、また、上告人は現金を持っていないことを理由にその場で支払うことは断り、に聞いてみると落ち着いた判断をしていることが認められる。他方、富田や石本の上告人に対する言動も、訴訟提起の可能性に言及しているが、威迫的な表現を用いておら

ず、通常の債権回収において行われる限度を超えて長時間執拗に弁済を迫った事実は認められない。そもそも、本件債務は、上告人が[REDACTED]に名義を貸して契約書に署名・押印したことが原因で生じたものであり、上告人から[REDACTED]に確認してみるなどと言われた被上告人の立場からしても、上告人が[REDACTED]に確認した上で本件支払をしたと考えても無理はないといえるし、本件支払に係る1万500円が本件債務に比して少額であるのは、残元金32万円余りについて上告人及び[REDACTED]が弁済しないまま長期間放置したために多額の遅延損害金が発生したために過ぎない。

これらの状況からすれば、上告人の「被上告人の担当者から、高額のお金を今すぐ払え、払わなければ裁判を起こす、高校生の娘に払ってもらえと言われ、困惑と恐怖で頭が真っ白になり、その場を逃れるためにやむにやまれず本件支払をした。被上告人は、上告人が本件債務について消滅時効を援用するのを阻止することを意図して本件支払をさせた。」との主張は採用することができず、上告人において信義則上消滅時効の援用権を喪失しないと解すべき事情を認めることはできない。

よって、上告人が消滅時効を援用することは信義則に反し許されない。

4 しかしながら、原審の前記3(2)の判断は、是認することができない。その理由は、以下のとおりである。

(1) 債務の一部弁済は、債務の承認を表白するものであるところ（大審院大正8年12月26日判決・民録25輯2429頁）、最高裁判所昭和41年4月20日大法廷判決（民集20巻4号702頁）は、債務者が消滅時効完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかつたときでも、その後その時効の援用をすることは許されないと解するのが、信義則に照らし相当であると判示する。信義則に反するか否かの判断は、個々の事件において認めることができる個別的具体的事情を総合的に考慮してなされるべきものであるから、上記最高裁判所判決は、債務者が消滅時効

完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、一律に消滅時効の援用が信義則に反し許されないとするものではなく、個々の事件の個別的具体的事情によっては、消滅時効の援用が信義則に反せず許される場合もあり得ることを容認するものであると解することができる。

(2) そこで、本件における個別的具体的事情を見るに、前記2の事実関係からすれば、上告人は、自宅に被上告人従業員の訪問を受け、約10年前の貸金、しかも上告人自身ではなく当時の夫が上告人名義で借りていた貸金について返還を求められ、返還すべき金額は約181万円に及び、即時に支払わない場合には裁判を起こすなどと言われたものであるところ、被上告人が事前に本件債務の存在や上記訪問について上告人に知らせていたことをうかがわせる証拠は見当たらない。通常、このような取立てを受けた場合、債務者としては、相當に困惑して然るべきものと解されるところ、上告人も同様であったものと推認され、頭が真っ白になったという上告人の主張は、このような場合における自然な反応として首肯できる可能性が高い。

原審は、本件支払が被上告人の取立ての翌日であり、その間、弁済するかどうか考える時間は十分にあったと考えられ、また、上告人は現金を持っていないことを理由にその場で支払うことは断り、に聞いてみるという落ち着いた判断をしていることが認められるとするが、前記2(4)のとおり、本件支払の話は上告人と石本との電話の際に出たものであり、石本の「裁判をする」とか「家族がいるだろう、家族に払ってもらってよ」とかの発言内容からすると、上告人が本件支払をしないと更にどのような取立てを受けるのか不安になるなどして、やむなく本件支払に及んだとしても何ら不自然ではなく、また、上告人がその場で支払をしなかったことが、上告人の言葉どおり、現金の持ち合せがなかったからであった可能性も否定することができないものというべきであり、上告人が実際にに事

情報を確認するまで被上告人に対する支払を引き延ばしていたことをうかがわせる状況も見当たらないのであるから、その場の支払を拒絶し、聞いてみると言ったことをもって、直ちに落ち着いた判断を示したと評価することは、その合理性に疑問がある。

また、被上告人は、貸金業者であって、本件契約に基づく金銭消費貸借取引の履歴を把握し、本件債務については既に商事消滅時効が完成していることを知悉していたものと推認できるところ、その上で上告人宅を訪問して本件債務の取立てに及んだものであるのに対し、上告人は、当時、本件債務について商事消滅時効が既に完成し、これを援用しさえすれば本件債務の支払を免れることを知っていたことはうかがえない。そして、前記2(4)のとおり、上告人に対し、当初、富田と石本は約181万円全額の支払を求め、次いで、石本が5000円か1万円を富田に払ってほしいなどと言い、上告人をして翌日に本件支払をするに至らしめたものである。

そうすると、被上告人による上記取立ては、当初より、上告人の消滅時効に関する法的無知のほか、突然訪問されて高額の支払請求を受けたことによる困惑動搖に乗じて、僅かの金額でも早急に支払わなければならぬかのような心理状態に誘導し、少額の支払をさせて、事前に上告人の消滅時効援用の方途を封じようとの意図の下に行われた疑いが濃いものといわなければならない。にもかかわらず、原審においては、このような意図の存否に係る解説はなされていないところ、上記意図が存する場合は、上告人による消滅時効の援用が信義則に反するか否かの判断に影響が及んで然るべきものといえるから、上記解説がなされていない以上、上告人において信義則上消滅時効の援用権を喪失しないと解すべき事情の存否の判断はできないものというべきである。

さらに、原審は、上告人の「被上告人が上告人の消滅時効援用を阻止することを意図して本件支払をさせた」との主張を排斥する理由として、「富

田や石本の上告人に対する言動も、訴訟提起の可能性に言及しているが、威迫的な表現を用いておらず、通常の債権回収において行われる限度を超えて長時間執拗に弁済を迫った事実も認められない。」とし、「本件支払が本件債務に比して少額であるのは、残元金を上告人及び~~A~~~~B~~が弁済しないまま長期間放置したために多額の遅延損害金が発生したために過ぎない。」などの状況を掲げるが、これらの事情があるからといって、直ちに、被上告人が上告人による消滅時効援用阻止の意図を有していたとはいえないとの結論を導くことについては、その合理性に疑問がある。

5 以上と異なる見解に立って、上告人が消滅時効を援用することは信義則上許されないとして、被上告人の請求を認容した原判決の判断には、審理不尽又は理由不備ないし判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある。論旨は上記の趣旨を含むものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そこで、上記の点について更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すこととして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 矢 延 正 平

裁判官 菊 池 徹

裁判官 村 田 龍 平

これは正本である。

平成 27 年 3 月 6 日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 土 井 博 行